

グループ名 ・代表者名	原子力規制を監視する市民の会 阪上 武	助成金額	<b>80万円</b>
連絡先など	sakagamitake@nifty.ne.jp		
助成のテーマ	市民による原子力規制行政の監視活動		

**【調査研究・研修の概要】**

- (1) 川内原発の火山問題については、大きな火山リスクがあるにもかかわらず、審査においてこれが蔑ろにされている問題について、火山学者にはたらきかけ、これを焦点化することに成功した。2014年4月16日の院内集会での鹿児島大井村准教授の講演をきっかけに社会問題化し、川内原発の審査や火山ガイドについて、火山学会の中心人物が次々と疑義を唱える事態となった。
- (2) 実効的な避難計画がないこと、立案が困難であることについて、要援護者の避難や避難経路の確保、避難先やスクリーニング施設の確保など具体的な問題を立てながら、地元の運動とも連携しての取り組みにより、再稼働問題の大きな焦点の一つにすることができた。
- (3) 汚染水問題については、深刻な実態の暴露と意図的な放出について撤回を求める取り組みを続けてきた。

**【調査研究・研修の経過】**

## &lt;汚染水問題&gt;

- ・東京電力交渉（いわき）への参加 2014年12月22日／2015年2月19日／4月7日
- ・漁業者への聞き取り調査 2015年2月25日／4月21日
- ・汚染水問題について政府交渉・院内集会 2014年4月30日／2015年1月13日／3月12日
- ・汚染水問題について院内集会 2015年3月24日

## &lt;川内原発の再稼働問題・避難問題&gt;

- ・火山学者による講演（火山学者らが審査に異を唱えるきっかけになった） 2014年4月16日
- ・いちき串木野市における署名（実効性ある避難計画がないもとの再稼働に反対という趣旨）の支援（市民の会からのべ10名以上が参加） 2014年4～7月
- ・川内原発適合性審査（火山）についての政府交渉・院内集会 2014年4月30日／7月28日／10月24日／2015年1月13日
- ・川内原発適合性審査（地震）についての政府交渉・院内集会 2014年8月21日／10月24日
- ・川内原発適合性審査（重大事故対策）についての政府交渉・院内集会 2014年7月29日
- ・川内原発避難計画についての政府交渉・院内集会 2014年4月30日／8月21日／10月24日
- ・川内原発審査書案についてのパブリックコメントの呼びかけ・学習会（都内で3回、福岡、鳥栖、北九州、薩摩川内、いちき串木野、大阪で各1回） 2014年7～8月
- ・川内原発再稼働問題署名提出・緊急集会 2014年6月5日
- ・調査結果をまとめた冊子（火山審査と避難計画に関する2冊）の作成 2014年7月（火山）8月（避難）

**【今後の展望など】**

- ・川内原発の火山問題については、設置変更許可は通ったが、火山モニタリング活動についての保安規定で暗礁に乗り上げ、事実上、火山ガイドを無視するかたちで無理やり審査を終えようとしている。審査は長引き、2014年度中の再稼働はできなかった。この問題については、今年度も追及を続けていきたい。
- ・推進側は、再稼働と避難計画の立案を切り離す動きを続けているが、地元の住民をはじめそれに反発する動きも出ている。ヨウ素剤の配布を5キロ圏に限定するなどの問題も浮上しており、川内原発に限らず、今後も取り組みを続けていきたい。
- ・汚染水問題については、漁業者の反発により、意図的な汚染水放出については方針が立たない状況にあるが、今後とも監視活動を続けていきたい。

会計報告書の概要（金額単位：千円）			充当した資金の内訳		
支出費目	内訳	支出金額	高木基金の助成金を充当	他の助成金等を充当	自己資金
旅費	講師派遣・交渉参加者の招へい・署名運動のための派遣等	<b>612</b>	<b>450</b>		<b>162</b>
資料費	書籍	<b>13</b>			<b>13</b>
機材・備品費	事務用品費	<b>48</b>			<b>48</b>
会議費		<b>64</b>	<b>50</b>		<b>14</b>
印刷費	紙代・冊子印刷代・インク代等	<b>485</b>	<b>200</b>		<b>285</b>
協力者謝礼など	パブコメワークショップ・講師謝礼等	<b>115</b>	<b>100</b>		<b>15</b>
家賃		<b>120</b>			<b>120</b>
合計		<b>1,458</b>	<b>800</b>		<b>658</b>

**参考文献（ウェブサイトや書籍、成果物など）**

- ・原子力規制を監視する市民の会 <http://kiseikanshi.main.jp/>

# 市民による 原子力規制行政の監視活動 活動報告

## 川内原発の再稼働問題を中心に

原子力規制を監視する市民の会  
阪上 武



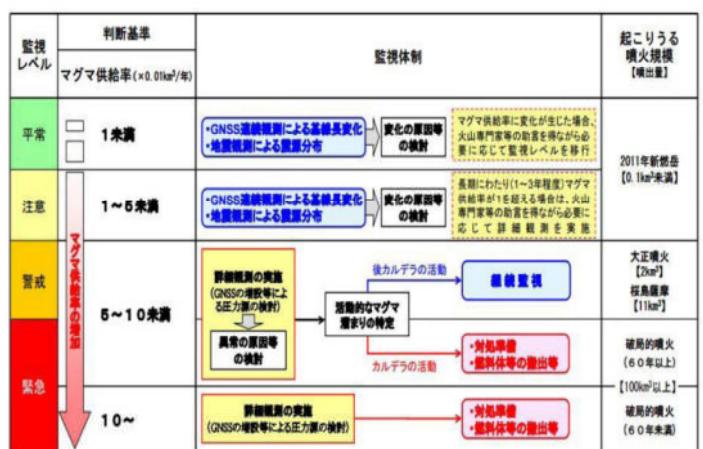
井村隆介鹿児島大准教授(火山学)の講演  
2014年4月16日 参議院議員会館講堂にて

### 九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定の変更の認可について（案）

平成27年5月27日  
原子力規制委員会

- d. 火山活動のモニタリングについて、必要な要員の配置及び要員への教育訓練の計画を策定し、その計画に基づき実施することを定めていること、第三者の助言を踏まえた定期的な評価等を実施することを定めていること
- e. 破局的噴火への発展の可能性があると評価された場合においては、社長からの指示に基づき原子炉停止、燃料体等の搬出等の計画を策定し、実施することを定めていること
- f. 破局的噴火への発展の可能性がある場合に備え、事前に燃料体の貯蔵方法、輸送方法及び体制について検討を行うことを定めていること
- g. 上記の措置等について、定期的に評価を行い、評価結果に基づき、必要な見直しを行うことを定めていること

### 【監視レベルの移行判断基準と監視体制】



※平成26年5月16日 第113回審査会合資料に加筆修正

### 火山ガイド

- ◆核燃料搬出の時間的余裕を持って噴火の予測を行なうことを要求

### 九州電力

- ◆既存の監視とドレイット論文に依拠する判断基準(噴火の60年前に予測可能)

- ◆核燃料搬出計画は前兆現象の後でよい

### 火山の専門家

- ◆巨大噴火の予測は困難
- ◆国を挙げての監視が必要
- ◆火山学会原子力問題対応委設置
- ◆火山ガイドの改訂を要求

### 規制委・規制庁

- ◆噴火の予測は可能→巨大噴火の予測は困難：認識の変化(2014年6月)

- ◆火山監視方法・判断基準・核燃料搬出方針は保安規定審査に先送り(2014年7月)

- ◆火山ガイドの改訂はせず

- ◆火山モニタリング検討チーム設置(2014年8月)

「巨大噴火については、その前兆を捉えた例を承知していないが、一般論としては…噴火の前兆を捉えることが可能な場合もある」(5月23日付政府答弁書)

↓

「カルデラ噴火については、その前兆を捉えた例を承知しておらず、噴火の具体的な時期や規模を予測することは困難であるが、一般論としては…噴火の前兆を捉えることが可能な場合もある」(6月27日付政府答弁書)

原子力施設に係る巨大噴火を対象とした火山活動のモニタリング

に関する基本的考え方

平成27年5月18日  
原子力施設における火山活動の  
モニタリングに関する検討チーム

国内の火山活動情報としては、気象庁が防災の観点から火山活動の状況に応じた現在の「噴火警報」を発表するという運用を行っているが、噴火がいつ・どこで・どのような規模で起きるか といった的確な予測は困難な状況にある。

他方、ここで議論する VEI 6以上の巨大噴火については、発生が低頻度であるためにモニタリング観測例がほとんど無く、現在の火山学上の知見では、モニタリングによってその時期や規模を予測することは困難であるが、巨大噴火には何らかの前駆現象が発生する可能性が高い。ただし、モニタリングで異常が認められたとしても、それをどの程度の巨大噴火の予兆なのか或いは定常状態からの「ゆらぎ」の範囲なのかを科学的に識別できないおそれがある。

「原子力規制委員会及び原子力規制庁の認識としても、火山ガイドの策定時においては、破局的噴火の前兆現象を確実に把握でき、その把握から噴火に至るまでの期間が数十年程度あることを前提としていたことがうかがわれるところ、破局的噴火の前兆現象としてどのようなものがあるかという点や、前兆現象が噴火のどれくらい前から把握が可能であるかといった点については、火山学が破局的噴火をまだ経験していないため、現時点において知見が確立しているとは言えない状況にある。」

川内原発運転差止仮処分鹿児島地裁決定

このため、原子力施設における対応には期間を要するものもあることも踏まえれば、原子力規制委員会の対応としては、予測の困難性や前駆現象を広めにとらえる必要性があることから、何らかの異常が検知された場合には、モニタリングによる検知の限界も考慮して、“空振りも覚悟のうえ”で巨大噴火に発展する可能性を考慮した処置を講ずることが必要である。また、その判断は、原子力規制委員会・原子力規制庁が責任を持って行うべきである。

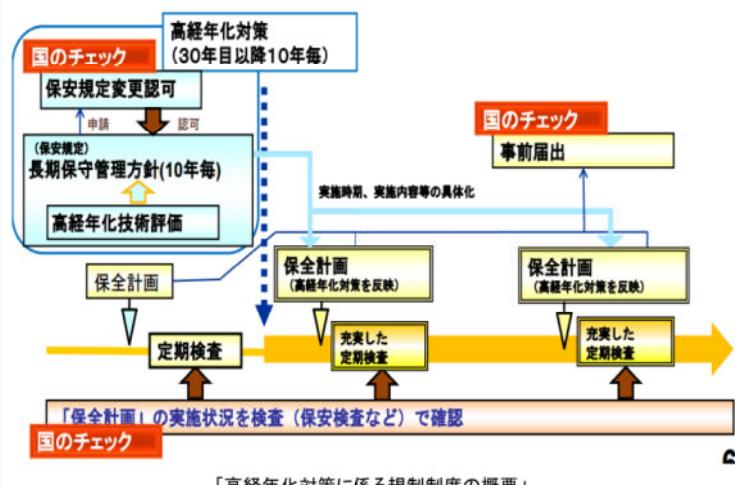
巨大噴火の可能性を考慮した処置を講ずる判断の目安及びその設定・改定の考え方、モニタリング方法の具体化及び精度の向上、モニタリング（観測・監視・評価）の体制や取り組み方、巨大噴火に関連した火山活動に関する火山学上の知見の整理（地質学的・地球物理学的・地球化学的）等については、引き続き検討していくこととする。

## 火山モニタリング検討チーム <規制委側の対応方針を検討>

- ◆ドルイット論文は一般化できない
- ◆現状の火山監視では不十分
- ◆巨大噴火の予測は困難・ゆらぎと区別できない
- ◆規制委・規制庁の責任「空振り覚悟で」対処
- ◆判断基準・監視方法は今後の課題

## 規制委・規制庁が認可した保安規定・社内規定

- ◆既存の監視とドルイット論文に依拠する判断基準（噴火の60年前に予測可能）
- ◆核燃料搬出計画は前兆現象の後でよい

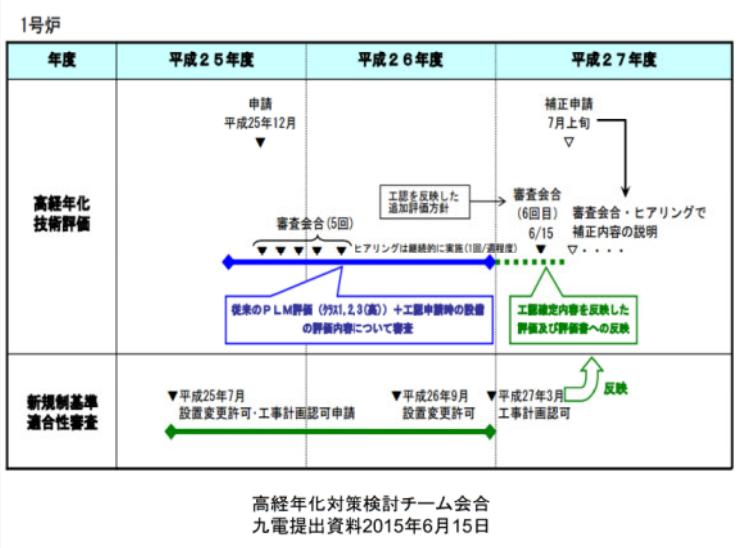


「延長に伴って、安全上の問題ということでございますけれども」

「必要な保全活動は引き続き実施されていることが1つ」「中性子脆化(ぜいか)と低サイクル疲労について、向こう10年間の実際の運転履歴、これを踏まえた評価を行っていくということが長期保守管理方針として掲げられている」「直ちにそうした状況が、30年目をまたぐことによって影響が及ぶものではないということ」

「今回まだ、新規制基準への適合性審査がまだ途上であることから、引き続き冷温停止状態が継続していく」

「こういった様々な観点から見て、引き続き審査を進めていき、適切な評価を進めていくことが適切ではないかと考えております。」



毎日新聞

閉じる

### 川内原発1号機: 30年超の運転 29日にも認可 規制委

毎日新聞 2015年07月10日 20時27分

原子力規制委員会は、九州電力が8月中旬の再稼働を目指す川内(せんだい)原発1号機(鹿児島県、出力8.9万キロワット)について、30年を超える運転を今月29日にも認可することを決めた。1号機では10月末、核燃料の装着作業が完了したが、再稼働までに認可が間に合う見通しとなった。

1号機は昨年7月に運転開始から30年を迎えた。原子炉等規制法は、30年を超えて運転する原発に対し、機器の劣化の評価や管理方針を定めることを電力会社に義務付けているが、再稼働の条件には含まれていない。

市民団体や野党の国会議員からは認可なしの再稼働に批判が相次いでおり、規制委の田中俊一委員長は6月の記者会見で「法律上の枠組みが一般的感覚としては理解しがたいことはよく分かる」と述べていた。【酒造唯】

### 2014年7月2日 原子力規制委員会定例会議事録より

#### ○坂内原子力規制部安全規制調整官

「第82条が根拠」「事業者に対して、機器・構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行う、この評価の結果に基づいて10年間に実施すべき保守管理方針を策定する、事業者はこれらを実施した上で、保守管理方針を保安規定に入れたものを案として原子力規制庁に提出する、といった運用となってございます。したがいまして、昨年12月18日に申請を受け付けた状況がこの法令上の要求を満たしていることになっている状況でございます」

#### (4) 主蒸気及び主給水系統配管の劣化を考慮した耐震安全性評価

##### ② 評価結果

評価地震動		Ss-1			Ss-2		
評価項目		一次応力評価	一次+二次応力評価	疲労累積係数	一次応力評価	一次+二次応力評価	疲労累積係数
主蒸気系統配管 [必要最小板厚]による評価値	発生値(MPa)			0.881			0.477
	許容値(MPa)						
	応力比	0.71	1.47		0.50	1.07	
主給水系統配管 [実測データに基づく予測板厚]による評価値	発生値(MPa)			0.858			0.991
	許容値(MPa)						
	応力比	0.44	1.55		0.29	1.62	